

# 令和2年度 札幌市ユニバーサルデザインタクシー導入補助制度について

## 1 補助対象者

- (1) 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業を除く。）を営業者
- (2) 上記(1)とリース契約等を締結したリース事業者

## 2 補助条件

以下の条件をすべて満たすこと

- (1) 実績報告書提出時にタクシー事業者が保有しているUDタクシー1台につき、ユニバーサルドライバー研修を受講した乗務員等を2名配置できること。ただし、この要件によって必要とされる乗務員が、勤務する全ての乗務員数を超える場合は、全ての乗務員がユニバーサルドライバー研修を受講した乗務員等であること。

※ 令和3年度以降の申請については「実績報告時」から「交付申請時」に変更します。

- (2) 上記(1)でUDタクシーに配置された全乗務員が、国土交通省通知「ユニバーサルデザインタクシーによる運送の適切な実施について」（平成30年11月8日付）に基づく研修（実車を用いた研修）を申請年度において1回以上受講すること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団等でないこと。
- (5) 補助対象車両について札幌市の他の補助金の交付を受けていないこと。

## 3 補助対象車両

以下の要件をすべて満たす車両。ただし、中古のものを除く。

- (1) 令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日まで納車の車両
- (2) ハイブリッド自動車であって、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付国自旅第192号）に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両（中古のものを除く。）
- (3) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、札幌市内の住所である車両

## 4 補助限度額

1台当たり30万円（補助予定総台数110台）

## 5 補助金交付対象車両の決定方法

以下のとおり、札幌市から補助金を交付します。補助予定台数は、110台であり、札幌市の予算の範囲内で交付します。よって、全ての申請車両に対して補助金が交付されるものではありません。

市補助対象車両が予算で見込む110台を上回った場合は、申請者に1台ずつ配分します。次に申請者の申請車両数で按分（端数が出た場合は、低導入申請者（注）を優先します。）し、補助対象車両を決定します。

なお、上記の車両の配分及び按分について、タクシー事業者、及び当該タクシー事業者とリース契約を締結済又は締結予定のリース事業者からそれぞれ申請があった場合は、同一の申請者とみなします。

注 申請期限日時時点のUDタクシー導入割合（申請者がリース事業者である場合は、借主となるタクシー事業者の導入割合）が低い申請者

## 6 申請手続

### (1) 申請期間

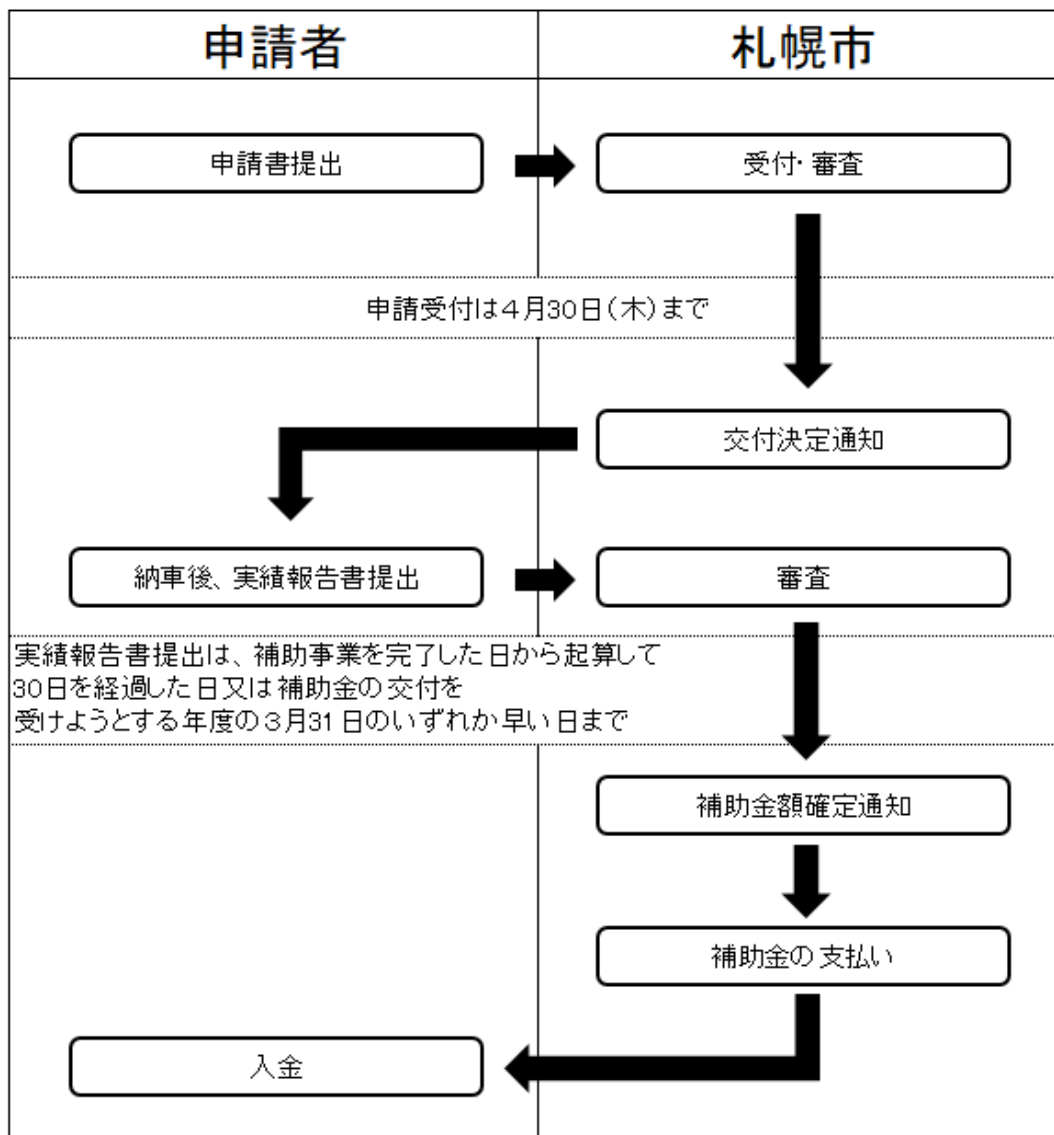
令和2年（2020年）4月1日（水）から同年4月30日（木）まで（必着）。

郵送又は持参にて提出。

### (2) 必要書類

- ① 申請書（様式1）
- ② 補助対象車両（様式1別紙）
- ③ 添付書類（別表のとおり）

## 7 申請から補助金交付までの流れ



## 8 備考

### (1) 交付申請について

納車遅れなどやむを得ない場合を除き、交付決定通知を受けたタクシー事業者が、当該通知を受けてから90日以降に事業縮小(決定額からの減額)に伴う要綱第11条に規定する事業変更承認申請を行う場合、または要綱第12条に規定する補助事業中止承認申請を行う場合は、次年度以降の配分順位を劣後させるものとします。

### (2) リース契約等について

交付決定後のリース契約締結等によるUDタクシーの導入方法の変更は可能です。その場合、申請者が変更となるため、要綱第11条に規定する事業変更承認申請、及び、変更後の内容に基づく要綱第8条に規定する交付申請を行います。

## 9 申請書提出先及びお問合せ先

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課 津島、津田  
 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 (札幌市役所本庁舎5階)  
 TEL: 011-211-2492 FAX: 011-218-5114  
 e-mail: sogokotsul@city.sapporo.jp